高知県立学校体育施設開放のしおり

高知県教育委員会

目　　　次

高知県立学校体育施設開放要綱…………………………… 1

県立学校体育施設の使用許可申請書（第１号様式）……… 3

県立学校体育施設の使用許可書（第２号様式）…………… 4

高知県立学校体育施設開放に関する管理運営要領…………5

学校開放事業事務分掌（別表第１）……………………… 8

連絡協議会（運営委員会）の構成（別表第２）…………… 9

施設別の光熱水費（別表第３）…………………………１０

管理指導日誌（様式１）…………………………………１１

利用予定表・利用実績報告書（様式２）………………１２

電気料・水道料使用実績報告書（様式３）……………１３

利用団体登録申請書（様式４）…………………………１４

利用団体名簿（様式５）…………………………………１５

登　録　証（様式６）……………………………………１６

利用申請書（様式７）……………………………………１７

利用承認書（様式８）……………………………………１８

県立学校体育施設開放に伴う手続きの流れ……………１９

高知県立学校体育施設開放要綱

（趣　旨）

第１条　この要綱は、高知県立学校の管理運営に関する規則（昭和３５年高知県教育委員会規則第８号）第１６条の規定に基づき高知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が高知県立学校の施設及び設備を、学校教育に支障のない範囲で県民のスポーツの利用に供すること（以下「学校開放」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（学校開放の管理運営）

第２条　学校開放は、県教育委員会及び学校開放を行う学校（以下「開放校」という。）並びに所在地市町村又は市町村の教育委員会（以下「市町村教育委員会等」という。）が相互に密接な連携を保ち、組織的かつ積極的に進めるものとする。

（施設管理）

第３条　学校開放時における学校開放の対象となる施設及び設備（以下「開放施設」という。）の管理は、県教育委員会が行うものとする。

２　開放校の校長は、当該開放に関し管理上の責任を負わない。

（開放施設の使用許可）

第４条　開放校の使用許可（以下「使用許可」という。）は、開放校の所在する市町村長又は市町村教育長（以下「市町村教育長等」という。）に対して与えるものとする。

２　市町村教育長等は、前項に基づき、使用許可申請書（第１号様式）を高知県教育長（以下「県教育長」という。）へ提出するものとする。

３　県教育長は、前項の申請書の内容が適当と認められる場合には、使用許可書（第２号様式）を発行する。ただし、営利を目的とする利用については認めない。

４　使用許可を受けた市町村教育長等（以下「使用者」という。）は、開放施設を地域住民に利用させるものとする。

５　使用者は、開放施設を地域住民に利用させるため、使用計画の作成、その他必要な措置を講ずるものとする。

６　使用者は、使用責任者を置くものとする。

（開放校の指定）

第５条　開放校の指定は、県教育長が行うものとする。

（開放施設の種類）

第６条　開放施設は、原則として、運動場、体育館、武道場、プール、弓道場、テニス場、相撲場及びウエイトリフティング場等とする。

２　開放施設のうち、使用を許可するものは、開放校校長の意見を聴いて県教育長が定める。

（使用の中止）

第７条　開放校の校長は、管理運営上必要と認めるときは、使用者に対して使用の中止を求めるものとする。

（使用者の責任）

第８条　開放施設の使用上に生じた事故及び開放校の施設設備を故意又は過失により滅失、き損又は現状を変更した場合は、使用者が一切の責任を負うものとする。ただし、事故等の原因が設置者にある場合は、この限りでない。

（使用料等）

第９条　この要綱に基づき学校開放事業として行う開放施設の使用料については、徴収しないものとする。

２　開放施設を使用することに伴う光熱水費等については、使用者が負担するものとし、その基準は別に定める。

（利用者の範囲）
第10条　開放施設を利用できる者（以下「利用者」という。）は、スポーツ活動を目的とし、成人を責任者として事前に開放校の存する市町村教育委員会等に登録されている構成員１０人以上の団体とする。

（利用責任者）
第11条　利用者は、利用責任者を置くものとする。
２　利用責任者は、開放施設の管理、利用者の指導、安全確保等にあたるものとする。

（利用手続等）
第12条　利用責任者は、開放施設の利用に当たっては別に定めるところにより、所定の申請書を開放校の存する市町村教育長等に提出してあらかじめ承認を得なければならない。

（利用者の義務）
第13条　開放施設を利用するに当たっては、常に当該開放施設を善良な利用者としての注意と責任をもって利用しなければならない。

（利用の中止等）
第14条　この要綱及びこの要綱に基づく管理運営要領に違反し、又は使用責任者の指示に従わない利用者に対しては、使用責任者は利用の中止を命ずることができる。
　また、市町村教育長等は、利用責任者の意見を聴いて利用承認をしないことができる。

（雑　則）
第15条　この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

（附　則）
この要綱は、昭和５２年　６月２４日から施行する。
（附　則）
この要綱は、平成　７年　４月　１日から施行する。
（附　則）
この要綱は、平成１０年　４月　１日から施行する。
（附　則）
この要綱は、平成１５年　４月　１日から施行する。
（附　則）
この要綱は、平成２０年１１月　５日から施行する。
（附　則）
この要綱は、令和　２年１２月２４日から施行する。
（附　則）
この要綱は、令和　５年　３月１０日から施行する。
（附　則）
この要綱は、令和　８年　１月２８日から施行する。

第１号様式（要綱第４条関係）

第　　　　　　　号
令和　　年　　月　　日

高知県教育長　　様

申請者　　市町村教育長等

県立学校体育施設の使用許可申請書

次のとおり県立学校体育施設を使用したいので、高知県立学校体育施設開放要綱第４条第２項の規定により、申請します。

なお、使用するに当たっては、高知県立学校体育施設開放要綱及び管理運営要領を遵守し、また県の指示に従います。

使用学校名	
使用期間 （有効期限は当該年度限りとする）	令和　年　月　日から令和　年　月　日まで
使用目的	
使用する学校施設	
使用責任者 職・氏名	
その他必要な事項	

第２号様式（要綱第４条関係）

第　　　　　　号
令和　　年　　月　　日

（申請者）
市町村教育長等　様

高知県教育長

県立学校体育施設の使用許可書

令和　　年　　月　　日付けで申請のありました下記県立学校の体育施設の使用につきましては、次のとおり許可します。

なお、使用に当たっては、許可条件を遵守してください。

1	使用学校名	
2	使用期間	令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までの期間のうち、開放校校長の指定する日時
3	使用目的	
4	使用する学校施設	
5	光熱水費等	光熱水費等については、別途県が発行する納入通知書により納入してください。
6	使用責任者 職・氏名	
7	許可条件	１．使用者は、高知県立学校体育施設開放要綱及び管理運営要領を遵守すること。 ２．使用者は、常に善良な使用者としての注意と責任をもって使用すること。 ３．開放校校長が管理運営上必要と認めた場合は、使用を取り消す場合がある。

高知県立学校体育施設開放に関する管理運営要領

（趣　旨）

第１条　この要領は、高知県立学校体育施設開放要綱（以下「要綱」という。）第１５条の規定に基づき、学校開放の円滑な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（学校開放の事務分掌）

第２条　学校開放に関する事務分掌は、別表第１のとおりとする。

（連絡協議）

第３条　学校開放の円滑な運営を図るため必要に応じて、当該開放校校長は、別表第２に掲げる者で構成する連絡協議会（運営委員会）を開催することができる。

（開放施設及び利用種目）

第４条　開放施設の利用については、地域及び開放校の実情を勘案しながら次に掲げる施設、設備及び種目のうちから、開放校校長の同意を得て各開放校ごとに県教育長が決定する。

（１）運 動 場　ソフトボール、ハンドボール、サッカー、ラグビー、軟式野球、陸上競技　等

（２）体 育 館　バレーボール、バスケットボール、バドミントン、体操、卓球、民踊、フォークダンス　等

（３）武道場等　柔道、剣道、なぎなた、レスリング　等

（４）プ ー ル　水泳

（５）弓 道 場　弓道

（６）テニス場　ソフトテニス、テニス

（７）相 撲 場　相撲

（８）ウエイトリフティング場　　ウエイトリフティング

（開放の日時等）

第５条　開放日時は、下の表に定めるところにより開放校校長が決定し、市町村教育長等に通知する。ただし、開放校の事情により変更することができる。

区　分	夏　　　季	冬　　　季
早　朝	６：００～　８：００	
昼　間	９：００～１７：００	９：００～１６：００
夜　間	１８：００～２１：３０	１８：００～２１：００

（注）夏季・冬季の別
　　夏季　　　４月１日～１０月３１日
　　冬季　　１１月１日～　３月３１日

２　開放校校長は、毎年度の開放予定日について、４月分を３月第３月曜日までに、５月以降は４月第３月曜日までに開放校所在地の市町村教育長等に適宜提示し、その後変更のある場合は、定例の申込受付日（利用前月の第４月曜日）の３日前までに当該市町村教育長等へ通知する。

（団体登録）

第６条　年度当初からの利用を希望する団体は、市町村教育長等が定める日までに登録申請書等（様式４及び様式５、様式７）を市町村教育長等へ提出しなければならない。

２　市町村教育長等は、提出された登録申請書等を審査することし、その際、開放施設の備品について借用の希望がある場合は、開放校へ確認を行うこととする。そのうえで、要綱の第４条に基づき開放施設の使用許可に関する手続きを行うこと。なお、登録が許可された団体（以下「登録団体」という。）には登録証等（様式６及び様式８）を３月３１日までに交付する。

３　年度途中からの利用を希望する団体は、利用開始予定日の１ヶ月前までに市町村教育長等へ登録申請書等（様式４及び様式５、様式７）を提出すること。市町村教育長等は、前項の手続きを速やかに行い、登録団体には登録証等（様式６及び様式

８）を利用開始前日までに交付する。
４　登録証（様式６）の有効期間は、当該年度限りとする。

（利用手続）
第７条　利用を希望する登録団体の利用責任者は、使用者（使用者とは、「要綱の第４条４項で定める市町村教育長等」を示す。）が定める日までに翌月分の利用予定表（様式２）を使用者に提出しなければならない。ただし、開放施設が空いている場合には、上記以後の期日でも申請することができる。
２　使用者は、提出された利用予定表（様式２）に基づき、開放施設と利用予定日について調整を行い、利用責任者へ通知等にて利用予定日を周知する。

（利用時における利用責任者の業務）
第８条　利用責任者は、使用責任者の指示を受け、開放する日時に開放施設の管理、利用者の危険防止及び安全の確保等の指導に当たるものとし、その職務は、次に掲げるとおりとする。
（１）利用者に対する要綱その他で定められている利用の仕方に係る指導
（２）開放施設及び設備の管理点検
（３）学校開放に関わる管理指導日誌（様式１）の作成及び施設利用実績報告書（様式２）の作成事務
（４）その他使用責任者の必要と認めるもの
２　利用責任者は、管理指導日誌（様式１）と施設利用実績報告書（様式２）を使用者に翌月５日までに提出しなければならない。
３　利用責任者は、当初申請した利用内容（利用期間や利用人数、利用場所等）に変更が生じた場合には、その都度、利用申請書等（様式４及び様式５、様式７）を使用者に提出しなければならない。

（光熱水費等の負担）
第９条　要綱第９条第２項の規定に基づく光熱水費は、別表第３のとおりとする。ただし、別表第３の他に経費が発生する場合については、必要に応じて別途協議するものとする。なお、開放施設に完備された空調設備（エアコン）の使用については不可とする。
２　使用者は、当該月の電気料・水道料使用実績報告書（様式３）及び利用実績報告書（様式２）の写しを翌月１０日までに当該開放校校長及び県教育長へ提出するものとする。
３　開放校校長は、使用者からの電気料・水道料使用実績報告書（様式３）の提出を受けて、速やかに使用者に対し、納入通知書を発行するものとする。
４　利用者は、使用者が指定する期限までに、所定の光熱水費を納付するものとする。
５　使用者は、利用者から徴収した光熱水費を、当該開放校が発行する納入通知書に基づいて、県が指定する期限までに、県の指定金融機関等に納付するものとする。

（利用団体の調整）
第10条　同一の開放施設に対し２以上の登録団体から利用の申請があった場合は、当該市町村教育委員会等において調整する。

（利用の方法）
第11条　開放施設の利用者は、利用責任者の指示に従って利用しなければならない。

（利用者の遵守事項）
第12条　開放施設の利用を認められた登録団体は、要綱の規定に基づき安全かつ清潔に利用するとともに、開放施設については、次の事項を守らなければならない。
（１）利用目的以外に利用しないこと。
（２）事前の準備、後片づけ及び清掃をすること。
（３）承認を受けた利用時間を厳守すること。
（４）火気の使用は厳禁とし、県立学校施設内の全面禁煙を遵守すること。また、利用に際して生じたごみ等は持ち帰ること。
（５）指定した場所以外の施設に立ち入らないこと。
（６）施設及び設備（開放外施設を含む。）を破損した場合は、直ちに使用責任者に報告のうえ、原形に復するか、又は弁償をすること。
（７）利用時における傷害や疾病については、当該登録団体の責任において処置すること。
（８）校内では、飲酒は厳禁するとともに、酒気を帯びて利用しないこと。

（９）校内には、危険物を持ち込まないこと。
（10）自動車、自動二輪及び自転車の乗り入れ及び駐車等は、定められた場所を厳守すること。
（11）騒音又は大声を発し、若しくは暴力を用いる等、他の利用者及び地域住民に迷惑をかけないこと。
（12）開放校の都合や天候の状況により、開放校校長又は使用責任者が利用を中止する必要があると認めるときは、その指示に従うこと。
（13）利用を終わった団体の責任者は、利用した施設及び設備の点検を行うこと。
（14）登録証及び利用承認書は、他の団体に譲渡又は貸与してはならないこと。

２　登録団体又はその構成員が前項の遵守事項に違反したときは、市町村教育長等は当該登録団体の登録を取り消し、若しくは開放施設の利用の承認を取り消し、又は利用を拒むことができる。

（雑　則）
第13条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（附　則）
この要領は、平成　７年　４月　１日から施行する。
（附　則）
この要領は、平成１０年　４月　１日から施行する。
（附　則）
この要領は、平成１５年　４月　１日から施行する。
（附　則）
この要領は、平成１８年　４月　１日から施行する。
（附　則）
この要領は、平成２０年１１月　５日から施行する。
（附　則）
この要領は、平成２２年　１月１４日から施行する。
（附　則）
この要領は、平成２５年１２月　１日から施行する。
（附　則）
この要領は、平成２６年　４月　１日から施行する。
（附　則）
この要領は、令和　２年　４月　１日から施行する。
（附　則）
この要領は、令和　２年１２月２４日から施行する。
（附　則）
この要領は、令和　５年　３月１０日から施行する。
（附　則）
この要領は、令和　８年　１月２８日から施行する。

別表第１（要領第２条関係）

学 校 開 放 事 業 事 務 分 掌

１　県教育委員会に属する事項

（１）　学校開放に関する企画立案に関すること。

（２）　学校体育施設の使用許可に関すること。

（３）　要綱、要領等の制定及び改正に関すること。

（４）　開放校の開放施設の整備に関すること。

（５）　予算に関すること。

（６）　利用の広報に関すること。

（７）　利用状況の把握に関すること。

（８）　開放校及び市町村教育委員会等との連絡調整に関すること。

（９）　その他管理運営全般に関すること。

２　市町村教育委員会等に属する事項

（１）　開放事務について必要な事項を定めること。

（２）　学校開放に必要な書類の作成及び申請に関すること。

（３）　開放施設の利用の承認に関すること。

（４）　利用者の登録の承認及び取り消しに関すること。

（５）　利用者の指導に関すること。

（６）　利用者からの光熱水費の徴収及び県への納付に関すること。

（７）　利用予定表（様式２）を開放校校長に送付し、利用予定を調整後、利用責任者へ調整結果を通知すること。

（８）　利用実績報告書（様式２）及び電気料・水道使用実績報告書（様式３）の写しを県教育長と開放校校長に送付すること。

（９）　県教育委員会、開放校及び利用者（登録団体）との連絡調整に関すること。

３　開放校に属する事項

（１）　開放日時・場所の指定に関すること。

（２）　職員及び生徒への周知に関すること。

（３）　光熱水費の支払いに関すること。

（４）　光熱水費に関する収入の徴収に関すること。

（５）　施設及び設備の補修に関すること。

（６）　市町村教育委員会等及び利用責任者との連絡調整に関すること。

別表第２（要領第３条関係）

連絡協議会（運営委員会）の構成

１　開放校の校長、副校長、教頭、事務長、体育担当教員

２　市町村教育委員会等職員（社会体育担当者を含む）

３　利用責任者

４　その他、開放校所在地の市町村教育長が必要と認めた者

別表第３（要領第９条関係）

施　設　別　の　光　熱　水　費

施 設 の 区 分	単　位	電気料	水道料
屋内体育館	１時間当たり	２７０円	
運　動　場	同　上	３４０円	
武 道 場 等	同　上	８０円	
プ　ー　ル	同　上		１，０００円

（注）

１.「電気料・水道料」は、いずれも１団体・１時間当たりの単価

２．延長１時間ごとに、１時間当たりの単価を加算する。
　　ただし、１時間未満は、１時間に切り上げる。

３．開放施設に完備されている空調設備（エアコン）については、使用不可とする。

様式１（要領第８条関係）

管　理　指　導　日　誌

<table>
<tr><td>期日</td><td colspan="2">月　　日（　　曜）　天候（　　）</td><td colspan="2">責任者氏名</td></tr>
<tr><td>時間</td><td colspan="2">時　　分～　　時　　分</td><td>利用区分</td><td>早朝　・　昼間　・　夜間</td></tr>
<tr><td colspan="2">施　設</td><td>利用団体名</td><td>利用者数</td><td>利用状況</td></tr>
<tr><td colspan="2">運動場</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">体育館</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">武道場</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">プール</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">処理事項</td><td>運動場</td><td colspan="3">グラウンド整備 ・ 用具の片付け ・ 清掃 ・ 電源 ・ 校門の施錠</td></tr>
<tr><td>体育館</td><td colspan="3">モップがけ ・ 用具の片付け ・ 清掃 ・ 電源 ・ 窓 ・ 体育館の施錠</td></tr>
<tr><td>武道場</td><td colspan="3">モップがけ ・ 用具の片付け ・ 清掃 ・ 電源 ・ 窓 ・ 体育館の施錠</td></tr>
<tr><td>プール</td><td colspan="3">用具の片付け ・ シャワーの確認 ・ 更衣室の整頓 ・ ゴミ処理 ・ 出入口施錠</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>特記事項</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="5">最終退出時刻：　　時　　分　　最終退出者氏名：</td></tr>
</table>

様式2（要領第7、8、9条関係）

高知県立学校体育施設　利用予定表　・　利用実績報告書

（　　　　　）月分　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　学校

利用予定表・利用実績報告書のいずれか○で囲むこと

				運動場				体育館				武道場等				プール	
日	曜日	利用団体名	利用責任者	使用時間	照明設備使用の有無	照明使用時間	電気料金	使用時間	照明設備使用の有無	照明使用時間	電気料金	使用時間	照明設備使用の有無	照明使用時間	電気料金	使用時間	水道料金
				～	有 ・ 無			～	有 ・ 無			～	有 ・ 無				
				～	有 ・ 無			～	有 ・ 無			～	有 ・ 無				
				～	有 ・ 無			～	有 ・ 無			～	有 ・ 無				
				～	有 ・ 無			～	有 ・ 無			～	有 ・ 無				
				～	有 ・ 無			～	有 ・ 無			～	有 ・ 無				
				～	有 ・ 無			～	有 ・ 無			～	有 ・ 無				
				～	有 ・ 無			～	有 ・ 無			～	有 ・ 無				
				～	有 ・ 無			～	有 ・ 無			～	有 ・ 無				
				～	有 ・ 無			～	有 ・ 無			～	有 ・ 無				
				～	有 ・ 無			～	有 ・ 無			～	有 ・ 無				
				～	有 ・ 無			～	有 ・ 無			～	有 ・ 無				
				～	有 ・ 無			～	有 ・ 無			～	有 ・ 無				
				～	有 ・ 無			～	有 ・ 無			～	有 ・ 無				
				～	有 ・ 無			～	有 ・ 無			～	有 ・ 無				
				～	有 ・ 無			～	有 ・ 無			～	有 ・ 無				
				～	有 ・ 無			～	有 ・ 無			～	有 ・ 無				
				～	有 ・ 無			～	有 ・ 無			～	有 ・ 無				
				～	有 ・ 無			～	有 ・ 無			～	有 ・ 無				
				～	有 ・ 無			～	有 ・ 無			～	有 ・ 無				
				～	有 ・ 無			～	有 ・ 無			～	有 ・ 無				
				～	有 ・ 無			～	有 ・ 無			～	有 ・ 無				
				～	有 ・ 無			～	有 ・ 無			～	有 ・ 無				
				～	有 ・ 無			～	有 ・ 無			～	有 ・ 無				
合　計																	

注1）　利用予定表の場合は、□内には記入しないこと。□内は、利用実績報告書として提出する場合に記入する。

注2）　利用予定表は、市町村が3部作成し、1部を控えとし、1部を利用責任者に、1部を開放校校長に提出する。

注3）　照明設備使用の有無は、どちらかを○で囲むこと。（施設使用時間と照明使用時間が異なる場合もある。）

注4）　照明使用時間及びプール使用時間から電気料金及び水道料金を積算する場合は、1時間未満は1時間に切り上げて計算すること。

様式３（要領第９条関係）

高知県立（　　　　　　　　　　　）学校体育施設
電気料・水道料　使用実績報告書

令和（　　　　）年（　　　　）月分

運動場電気料金	体育館電気料金	武道場等電気料金	プール水道料金

上記のとおり報告いたします。

令和　　年　　月　　日

市町村教育長等

様式４（要領第６、８条関係）

令和　　年　　月　　日

市町村教育長等　様

利用責任者住所
氏名

高知県立学校体育施設利用団体登録申請書

高知県立　　　　　学校体育施設の利用団体として登録したいので申請します。

<table>
<tr><td colspan="2">団　体　名</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">団体の所在地</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">目　　　的</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">主として利用する施設</td><td colspan="6">運動場・体育館・武道場・プール・弓道場・テニス場
相撲場・ウエイトリフティング場・その他（　　　　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">人　　　数</td><td colspan="6">人</td></tr>
<tr><td colspan="2">傷害保険加入状況</td><td>保険の名称
(会　社)</td><td></td><td>加入年月日</td><td>年　月　日</td><td>加入人数</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">利用責任者</td><td>氏　　名</td><td colspan="4"></td><td>年齢</td><td></td></tr>
<tr><td>勤　務　先</td><td colspan="6">住所

電話</td></tr>
<tr><td>自　　宅</td><td colspan="6">住所

電話</td></tr>
</table>

※ここからは記入しないでください。

<table>
<tr><td>登録年月日</td><td colspan="3">令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>摘　　要</td><td></td><td>登録番号</td><td></td></tr>
</table>

様式５（要領第６、８条関係）

利　用　団　体　名　簿

団体名（　　　　　　　　　　　　）

No	氏　　名	年齢	勤務先	自宅住所
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

様式６（要領第６条関係）

令和　　年度高知県立学校体育施設利用団体

登　　録　　証

登録番号		
団体名		
利用責任者	氏名	
	住所	〒
	電話	

上記の団体は、高知県立　　　　　　　　　　学校体育施設利用登録団体であることを証明します。

令和　　年　　月　　日

市町村教育長等

注　意　事　項

１．この登録証は、利用申込み日に市町村教育委員会等に提示してください。

２．この登録証は責任者が保持してください。

３．この登録証を他の団体等に譲渡又は貸与することは禁止します。

４．この登録証を紛失したときは、市町村教育委員会等に連絡して再交付を受けてください。

様式７（要領第６、７条関係）

高知県立　　　　　学校体育施設利用申請書

高知県立学校体育施設開放要綱及び管理運営要領を確認のうえ次のとおり利用したいので申請します。

令和　　年　　月　　日

市町村教育長等　様

利用期間等		令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日 【※利用を希望する曜日や時間等】 曜　日（　　　　　　　　）、時間帯（　　　　　　　　） その他（　　　　　　　　　　　　　　）		
利用施設		運動場 ・ 体育館 ・ 武道場 ・ プール ・ 弓道場 ・ テニス場 ・ 相撲場 ウエイトリフティング場 ・ その他（　　　　　　　　）		
種目名				
目　的				
利用予定人数		人		
利用責任者	団体名		登録番号	
	氏名			
	電話	勤務先	自宅	
借用備品		備品名	個数	

※ここからは記入しないでください。

借用備品について	可 ・ 不可 【※特記事項】	当該校への確認年月日	令和　　年　　月　　日

承認番号		承認年月日	令和　　年　　月　　日
備　考			

様式８（要領第６条関係）

高知県立　　　　　学校体育施設利用承認書

高知県立学校体育施設開放要綱及び管理運営要領に基づき、次のとおり承認します。

令和　　年　　月　　日

様

市町村教育長等

利用期間等		令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日 【※利用を希望する曜日や時間等】 曜　日（　　　　　　　　）、時間帯（　　　　　　　　） その他（　　　　　　　　　　　　　　　　）		
利用施設		運動場 ・ 体育館 ・ 武道場 ・ プール ・ 弓道場 ・ テニス場 ・ 相撲場 ウエイトリフティング場 ・ その他（　　　　　　　　）		
種目名				
目的				
利用予定人数		人		
利用責任者	団体名		登録番号	
	氏名			
	電話	勤務先	自宅	
借用備品		備品名	個数	
承認条件		1．利用者は、高知県立学校体育施設開放要綱及び管理運営要領を遵守すること。 2．利用者は使用責任者の指示のもとに、常に善良な利用者としての注意と責任をもって利用すること。 3．利用日時その他を変更しようとする場合は、その旨を届け出ること。 4．開放校校長及び使用責任者が管理上必要と認めた場合は、利用を取り消す場合がある。		
承認番号			承認年月日	令和　　年　　月　　日
備考				

県立学校体育施設開放に伴う手続きの流れ

【開放事業開始まで】

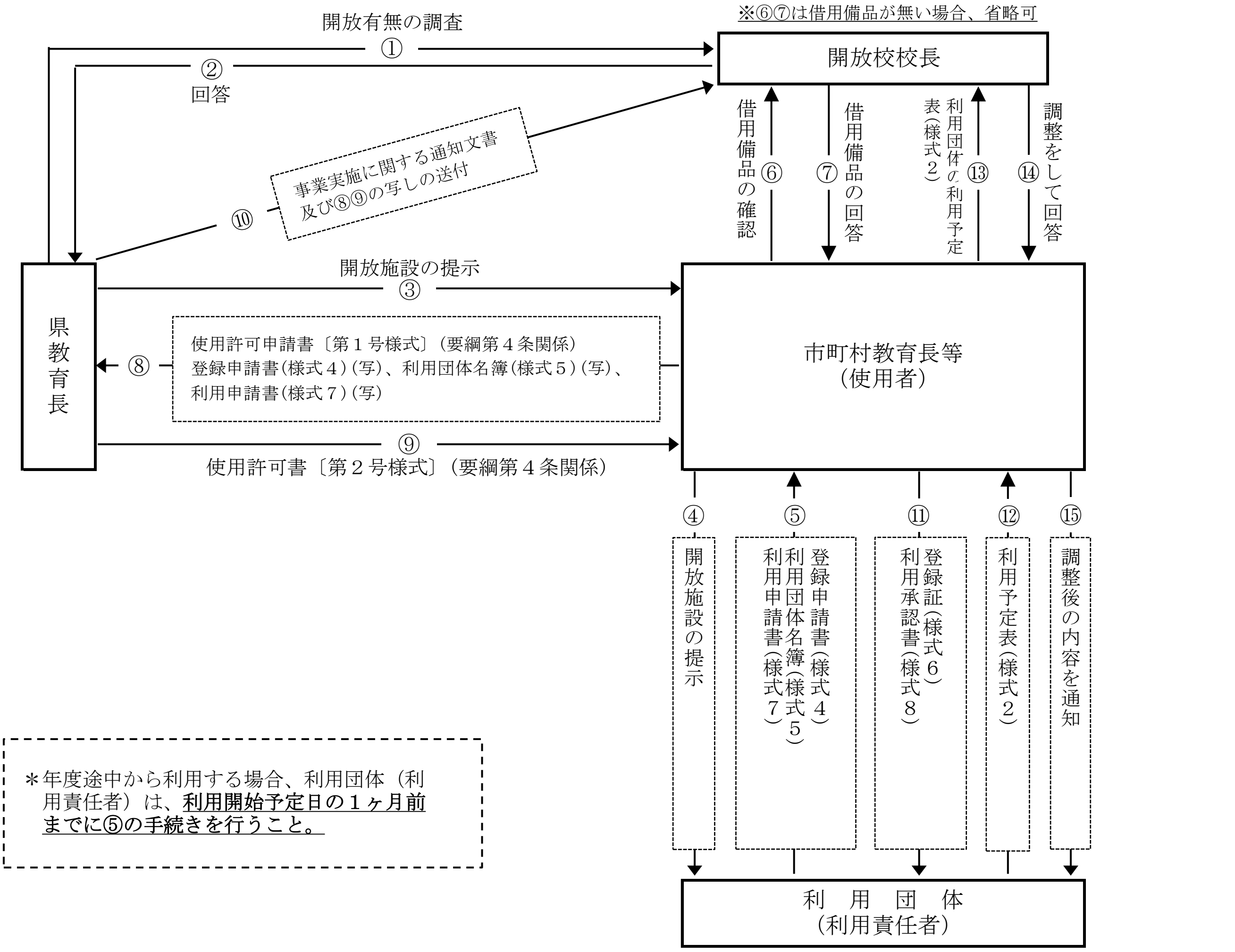

＊年度途中から利用する場合、利用団体（利用責任者）は、<u>利用開始予定日の１ヶ月前までに⑤の手続きを行うこと。</u>

【事業開始後】

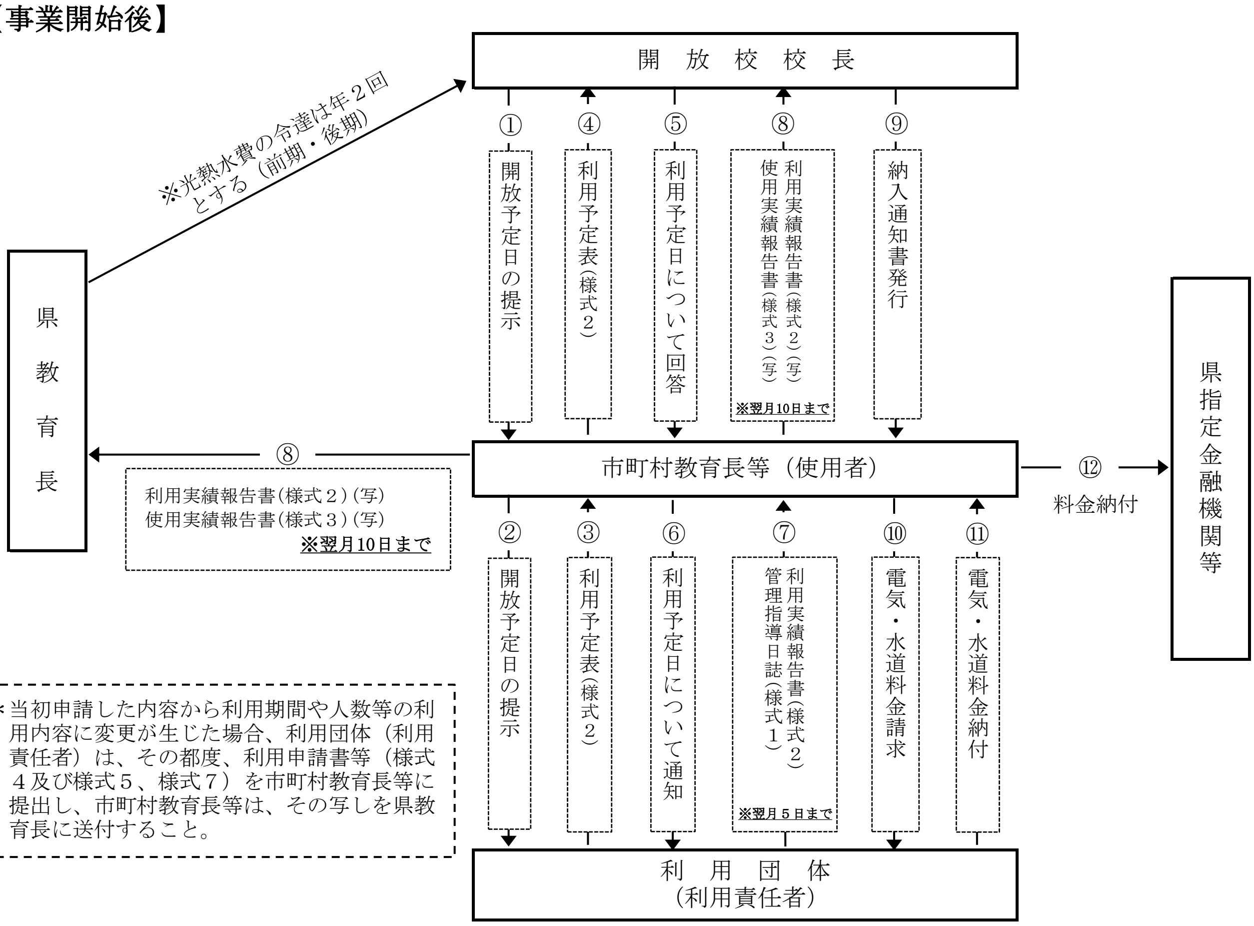

＊当初申請した内容から利用期間や人数等の利用内容に変更が生じた場合、利用団体（利用責任者）は、その都度、利用申請書等（様式４及び様式５、様式７）を市町村教育長等に提出し、市町村教育長等は、その写しを県教育長に送付すること。